

〔1-1〕 開発区域周辺に居住している者が利用する公益上必要な施設

(社会福祉施設、学校施設、医療施設)【第1号前段】

第34条第1号(前段部分)

主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

[政 令]

(主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物)

第29条の5 法第34条第1号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の政令で定める公益上必要な建築物は、第21条第26号イからハまでに掲げる建築物とする。

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

第21条 法第29条第1項第3号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (26) イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物
- ロ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設である建築物
- ハ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物

1 趣 旨

主として開発区域の周辺に居住している方が利用する公益上必要な社会福祉施設、学校施設及び医療施設の建築を目的とする開発行為が該当します。

なお、立地場所の妥当性及び施設規模については、関係部局等と調整が図られたものとします。

2 立地基準

(1) 社会福祉施設等

児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設である建築物のうち、次に掲げるものとします。

ア 社会福祉施設

(ア) 主として通所系施設であるもの。

なお、通所が主体の施設であって補助的に入所施設を併設するものを含みます。

【具体的な施設】 保育所、老人デイサービスセンター等

(イ) 入所系施設(以下に掲げる具体的な施設に限る)のうち、入所定員29人以下のもの。

【具体的な施設】 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症対応型老人共同生活支援事業所(グループホーム)その他これらに類する施設等

※注意事項

共同生活援助事業所(グループホーム)は、入所定員にかかわらず、法第34条第14号による審査対象となります。

イ 児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に規定する施設

【市街化調整区域の許可基準：第1号(公益施設)】

(2) 学校施設

学校教育法第1条に規定する学校の用に供する施設である建築物のうち、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（主に通学する施設）とします。

なお、特別支援学校の「主に通学する施設」とは、通学が主体の施設であって補助的に滞在できる部屋等を併設するものを含むものとします。

※高校、特別支援学校（通学以外）、大学、中等教育学校、高等専門学校については、法第34条第14号による審査対象となります。

(3) 医療施設

医療法第1条の5第2項及び第2条に規定する医療施設の用に供する施設である建築物のうち、診療所、助産所とします。

※医療法第1条の5第1項の病院については、法第34条第14号による審査対象となります。

お問い合わせ：佐倉市都市部市街地整備課
☎ 043-484-6167